令和８年度 第３回　事業評価対象事業の一覧表

（再評価）

資料No	事業種名	事　業　名	前回評価年度	再評価理由	事　　業　　概　　要	審議区分
4	海岸事業	和歌山下津港海岸 直轄海岸保全施設整備事業	R4	⑤	●概　　要：直轄海岸保全施設整備により、南海トラフで発生する地震「東海・東南海・南海3連動地震」による津波（比較的発生頻度の高い津波）に対して、背後地の浸水被害を防止する。 ●事業化年度 ： 平成21年度 ●全体事業費 ： 約732億円 ●事業の進捗 ： 約63% ●今後の予定 ： 令和16年度完成に向け事業進捗を図る。	重点
5	公園事業	国営明石海峡公園	R3	④	●概　　要：主として近畿地方の広域レクリエーション需要の増大に対処するために設置された、淡路地区及び神戸地区からなるイ号国営公園。 ●事業化年度：平成5年度 ●全体事業費：987億円 ●事業の進捗：約91％ ●今後の予定：淡路地区では、展望ゾーンの用地取得、海岸ゾーンの護岸改修や園路広場等の整備を実施予定。 神戸地区では、棚田ゾーンにおけるパークセンターの整備や自然保全ゾーンにおける園路等の整備を実施予定。	重点
6	砂防事業	六甲山系直轄砂防事業	R3	④	●概　　要：六甲山系における土砂災害から国民の生命・財産及び重要交通網等の阪神間の社会経済基盤を保全するため、砂防施設整備や警戒避難体制の強化を図るもの。 ●事業化年度：昭和14年（事業評価：平成22年から約50年） ●全体事業費：2,391 億円 ●事業の進捗：約35% ●今後の予定：事業の着実な進捗を図る	重点
7	道路事業	一般国道161号 愛発除雪拡幅	R3	④	●概　　要：愛発除雪拡幅は、敦賀市疋田から駄口を結ぶ4.5kmの現道拡幅であり、交通安全の確保及び冬期の円滑な交通の確保を目的とした道路です。 ●事業化年度：平成15年度 ●全体事業費：81億円 ●事業の進捗：約91％ ●今後の予定：早期の開通を目指します。	重点

令和８年度 第３回　事業評価対象事業の一覧表

（再評価）

資料No	事業種名	事　業　名	前回評価年度	再評価理由	事　業　概　要	審議区分
8	道路事業	一般国道161号 小松拡幅	R4	⑤	●概　　要：一般国道161号小松拡幅は、琵琶湖西縦貫道路の一部として湖西地域の幹線道路のネットワークを強化するとともに、交通混雑の緩和、交通安全の確保、観光振興の支援を目的とした道路です。 ●事業化年度：昭和45年度 ●全体事業費：1,182億円 ●事業の進捗：約19% ●今後の予定：早期の開通を目指します。	重点
		一般国道１６１号 湖北バイパス	R4	⑥	●概　　要：一般国道161号湖北バイパスは、琵琶湖西縦貫道路の一部として湖西地域の幹線道路のネットワークを強化するとともに、交通混雑の緩和、交通安全の確保、観光振興の支援を目的とした道路です。 ●事業化年度：昭和48年度 ●全体事業費：318億円 ●事業の進捗：約70% ●今後の予定：早期の開通を目指します。	
		一般国道８号 塩津バイパス	R4	⑥	●概　　要：一般国道8号塩津バイパスは、琵琶湖西縦貫道路の一部として湖西地域の幹線道路のネットワークを強化するとともに、交通混雑の緩和、交通安全の確保、観光振興の支援を目的とした道路です。 ●事業化年度：昭和59年度 ●全体事業費：138億円 ●事業の進捗：約82% ●今後の予定：早期の開通を目指します。	
9	道路事業	一般国道８号 野洲栗東バイパス	R6	⑤	●概　　要：野洲栗東バイパスは、名神高速道路栗東ICへの円滑なアクセスを可能とし、国道８号の交通混雑の緩和、交通安全の確保、地域活性化の支援及び救急救命活動の支援を目的とした延長4.7kmの道路です。 ●事業化年度：昭和57年度 ●全体事業費：1,258億円 ●事業の進捗：約54% ●今後の予定：早期の開通を目指します。	重点
10	道路事業	一般国道25号 斑鳩バイパス	R3	④	●概　　要：斑鳩バイパス（いかるがパークウェイ）は、斑鳩町市街部の交通混雑の緩和、交通安全の確保等を目的とした延長4.7ｋｍの道路です。 ●事業化年度：昭和47年度 ●全体事業費：285億円 ●事業の進捗：約47% ●今後の予定：早期の開通を目指します。	重点
11	砂防事業	亀の瀬地区直轄地すべり対策事業	R3	④	●概　　要：亀の瀬地すべり地内の直接的な被害の防止、河道閉塞による湛水・はん濫被害の防止を目的に、斜面の安定化を確保するための地すべり対策を行う。 ●事業化年度：昭和37年度 ●全体事業費：９９５億円 ●事業の進捗：約93% ●今後の予定：今後は稲葉山地区において、引き続き鋼管杭工を実施するとともに、亀の瀬地すべり全体の挙動についてモニタリングを継続していく。	一括

［再評価理由］
①：事業採択後３年間が経過した時点で未着工の事業
②：事業採択後５年間が経過した時点で継続中の事業
③：準備・計画段階で３年間が経過している事業
④：再評価実施後５年間が経過している事業
⑤：社会情勢の急激な変化、技術革新等により再評価の実施の必要が生じた事業
⑥：道路事業・街路事業における一体評価を実施するため、再評価時期を前倒しする事業